

農林商工課・農業委員会からのお知らせ

問合せ＝農林商工課 産業振興係・農業委員会

☎76-5133

堆肥の施用・保管にはルールがあります

町では、農地などへの堆肥などの不当な大量投与を防止するため、堆肥などの施用・保管に関して必要な事項を定めています。

【堆肥の施用、保管に関する届出】

植物を栽培するため、左記基準を超える堆肥を施用または保管する場合は、30日前までに届出が必要となります。

【堆肥の施用】

◎農地：「2作につき20t」かつ「10aあたり20t」

◎森林：「5t」かつ「1haあたり5t」

※木質チップなど(樹皮、剪定枝など)を施用する場合

◎農用地：10aあたり100立法メートル。ただし、果樹園は10aあたり150立法メートルです。

◎森林：1haあたり500立法メートル

【堆肥の保管】

保管場所1箇所につき「50t」

また、転用しようとする農地が農業振興地域内の農用地区域(青地)に指定されている場合は、原則として転用は許可されません。やむを得ず転用する場合は、農用地区域から除外する手続きを行った後、農地転用の手続きを行うことになります。転用をお考えのかたは、必ず事前にご相談ください。

【農地転用の許可】

◎対象になる農地

登記地目が農地の土地。また、登記地目が農地でなくても、農地として利用されている土地も対象となります。

◎転用の可否

転用の許可は農地法の基準(場所や目的などにより異なります)により判断されます。

◎申請手続き

毎月10日(10日が土日、祝日の場合はその翌日の開庁日)までに申請書を提出してください。

申請から許可までにかかる期間は、おおよそ2か月です。

【農用地区域からの除外】

◎除外の要件

除外するには、次の5つの要件を全て満たすことが必要です。

①必要性および緊急性があり、他に代替すべき土地がなく、農地転用、建築確認許可など、必要な許認可

堆肥を施用する際は

家畜ふん尿や木質チップなどを原料とする堆肥の大量施用は、悪臭や衛生害虫(ハエ、ヤスデなど)の発生原因となります。施用の際は、次の点にご注意ください。

- ①よく腐熟した堆肥を施用すること
- ②施用後は、臭気の飛散を抑えること(速やかに耕起する、しっかりと覆土する)
- ③栽培する品目などに応じて、適正な施用量とすること

農地中間管理事業について

埼玉県農林公社(農地中間管理機構)が中間的な受け皿となり、農地を所有者から借りてそれを貸し付けることで地域の担い手に農地を集約する事業を進めています。

町内では広木・駒衣・古郡・沼上・北十条・南十条・根木・下児玉の農地が対象になっています。

の見込みがあること。

②農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の利用に支障がないこと。

③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと。

④土地改良施設などの機能に支障がないこと。

⑤土地改良事業などの工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

◎申出手続き

4月、7月、10月、1月の各10日(10日が土日、祝日の場合はその前日の開庁日)までに申出書を提出してください。

申出から除外までにかかる期間は、おおよそ7、8か月です。

平成31年度の経営所得安定対策について

米・麦・大豆などについて、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上などにより、農業経営の安定を図るため、この対策に加入しましょう。

【加入方法】

4月に農事部長から配布される営農計画書に作付計画を記入して、農林商工課または美里里宮農経済セン

対象地域内の農地を所有されているかたで、また事業に参加されていないかたはぜひ参加をご検討ください。

詳しくは農林商工課または農業委員会事務局へご相談ください。

森林の樹木を伐採するときは

「伐採届」が必要です

地域森林計画の対象となっている森林(保安林を除く)の木を伐採するときは、森林法により、「伐採届」の提出が義務付けられています。

伐採する場合には、事前に対象となっている森林かを農林商工課へお問い合わせください。

【届出対象者】

- ◎森林所有者が自分で伐採するとき
- ◎森林所有者が提出します。
- ◎森林所有者が請負によって伐採するとき
- ◎森林所有者と伐採業者が連名で提出します。

【届出期間】

◎伐採を始める30日前までに提出してください。無届で伐採した場合は、森林法による罰則が適用される場合があります。

◎森林以外に転用するため、0.1ha以上1ha以内の開発(土地の形質変更)を伴う伐採を行う場合は、「伐採届」とあわせて「小規模林地開

発行届出書」の提出が必要です。

◎1haを超える開発を行う場合は、「伐採届」でなく、埼玉県寄居林業事務所に「林地開発許可」の申請が必要ですが。



森林の所有者届出制度について

個人・法人を問わず、売買や相続により、地域森林計画の対象となっている森林の土地を新たに取得したかたは、面積に関わらず、森林法により「森林の土地の所有者届出書」の提出が義務付けられています。

【届出期間】

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

農地の転用には許可が必要です

農地を宅地、駐車場、資材置場など農地以外の目的に利用しようとする場合には、農地転用許可が必要です。

ターに申請してください。

【対策の内容について】

1 水田活用の直接支払交付金

食糧自給率向上に向けて、水田を有効活用して戦略作物を生産する農業者に対して支援を行います。

※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米

①対象者

販売目的で、戦略作物を生産する農業者

②交付単価

▼麦、大豆、飼料作物

↓3万5千円/10a

▼WCS用稲

↓8万円/10a

▼加工用米

↓2万円/10a

▼飼料用米、米粉用米

↓収量に応じ、5万5千円/10万5千円/10a

※その他、地域の特徴ある産品を支援する産地交付金(二毛作、耕畜連携への支援を含む)があります。

2 畑作物の直接支払交付金

畑や水田において、麦、大豆、そば、なたねを販売目的で生産する農業者に対して支援を行います。

①対象者

対象作物を販売目的で生産を行う販売農業者で、認定農業者、集落営

農または認定新規就農者

②数量払い交付単価

▼小麦 6,890円/60kg

▼二条大麦 5,460円/50kg

▼六条大麦 5,690円/50kg

▼はだか麦 8,190円/60kg

▼大豆 9,040円/60kg

▼そば 1万6,840円/45kg

※これらの交付単価は、平成29年〜平成31年産の平均交付単価です。等級やランクにより交付額が変わります。

③面積払い(営農継続支払)交付単価
当年産の作付面積に応じて交付されます。

面積払(営農継続支払)の単価：20,000円/10a

(『そば』は13,000円/10a)

米価は産地銘柄ごとの需給バランスによって形成されており、農業者が市場動向や自らの販売実績などを踏まえ、どの作物をどれだけ生産し、誰にどのように販売するのかという戦略に基づいて主体的に取り組むことが重要です。

